

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		家庭的保育事業等の設備及び運営に対する改善の勧告等
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		児童福祉法
条 項		第 34 条の 17 第 3 項
所 管 課		子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課（電話：048-829-1868）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に掲げる基準
備 考		